区のおしらせ No.395

昭和48年７月５日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目６番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

道路の真中をテクテク

―世界一長が～い歩行者天国―

世界一長い歩行者天国“ジャンボプロムナード55”がスタートし、毎週日曜日、たくさんの人出でにぎわっています。この歩行者天国はいままで銀座地区と上野地区で分かれて実施されてきましたが、その中間約２キロメートルの神田駅、万世橋地区が今度仲間入りして全長5.5キロメートルのみなさんの散歩道になったわけです。

休日診療はじまる

千代田区・神田両医師会の協力で……

6月24日から発足

区民からの強い要望であった、休日診療の実施について、区ではかねてから千代田区・神田両医師会と協議を続けていましたが、医師会側の好意と協力により、六月二十四日から発足することになりました。

今回は、暫定的な措置ですが、区では今後も協議を続け、将来、休日診療について、なお一層の改善を計画しています。

実施の要領はつぎのとおりで、医師会所属の医師の輪番制により行なわれます。

日時 毎週日曜日・祝日等の午前九時から午後五時

対象 内科・小児科の急患の方（重患を除く）

往診はいたしません。

診療場所 区内の医師会に所属する医院が一か所づつ輪番で診療に当たります。

当番医については、区役所および近くの出張所にお問合わせください。

今月の当番医

7月8日（日）
浅井医院　麹町四―二　万力屋ビル内　☎261―〇四五三

7月15日（日）
柳下医院　平河町一―七―一四　☎261―一二六一

7月22日（日）
野田医院　一番町一〇　☎261―四一一七

7月29日（日）
中島医院　隼町三―一一　☎261―九三一九

⊙休日診療を受けるときは、健康保険証を必ず持参してください。

問合せ
区役所区民部区民課
☎264―〇一五一内線277・532
一番出張所　☎263―三八三一
富士見出張所　☎263―三八四一
神保町〃　☎263―〇七四一
神田公園〃　☎252―七六九一
万世橋〃　☎251―四六九一
和泉橋〃　☎253―四九三一

「区政懇談会」
区民の声を区政に反映

区民の声を直接聞くため、区政懇談会を開催しましたが、六月六日までに全地区を終了しました。

前号では、番町・富士見・神保町地区の区政懇談会のもようを掲載しましたが、引続いて、神田公園・万世橋・和泉橋・丸の内の各地の区政懇談会での内容の主なものを紹介いたします。

神田公園地区

道路工事について

問 電電公社関係の道路工事が始まってから三年になりますが、地下埋蔵物の工事は道路を工事するときにまとめてやってほしい。道路を何度も堀ってつぎはぎだらけになってしまうので一度舗装した道路は一定期間工事をしないようにできないものですか。

答 地下埋蔵物の工事については共同溝を敷設する方向で努力しています。

現在は、業者に対して何度も堀りかえさないように調整をしていますが、緊急なものについてはみなさんのご協力をお願いします。

ゴミの収集について

問 ゴミの分別収集はどうなるのでしょうか。

また、現在は八時ごろゴミの収集車がきていますが、ビルの事務所などは九時ごろゴミを出すために路上にゴミが残ってしまうのでなんとかならないでしょうか。

答 今年の十月から予定していた分別収集は、いろいろな事情で実施が多少遅れていますが、今年度中には実施される予定です。

実施に際しては、事前に、地元のみなさんに十分な説明会を開く予定です。

ゴミ収集の時間的なズレは、交通戦争による車の渋滞のために、朝早くから収集を始めている現状ですが、解決するように努力していきます。

万世橋地区

休日診療を

問 病人は日曜も祭日もありません。千代田区でも、麹町と神田に一ヵ所づつくらい日曜日に安心して診療してくれるところを設置して欲しい。

答 休日診療は医師会の協力がなければ出来ません。この問題は区民のみなさんや区議会からも要望があり、昨年来医師会のみなさんとも相談して大体了解点に達しています。従って近い将来実施できるのではないかと思っています。

区立体育館の無料開放

問 これから夏休みに入って、子供会等で体育館を利用したいとき、第三日曜日の開放日のほかに無料で利用できるような処置はとれませんか。

答 体育館は毎月たくさんのひとに利用されてみなさんの体位向上に役立てていただきたいと思っています。無料開放日が月一回でよいかという問題は以前から考えていますが、体育館は去年の12月に開館したばかりであり、もうすこし様子をみていきたいと思います。

千代田荘は地元優先に

問 千代田荘を利用するひとの中に千代田区に住んでいないひとがいると聞いています。今後はまず区民でなければ利用できないようにして欲しい。

答 千代田荘は、区の条例で区内に住んでいるひとと区内にある事業所に勤めているひとが利用できることになっています。従って在勤者の中には千代田区に住んでいないひとがいるのもやむをえません。区議会でも在住者と在勤者の区別を明確にせよという意見がありましたが、そのために住民票を確認するというようなことになると事務が繁雑になり、かえって区民のみなさんにご迷惑をおかけすることにもなりかねません。みなさんのご迷惑にならないような方法をほかの区の方法も参考にして検討して行きたいと思っています。

和泉橋地区

避難場所の徹底を

問 災害時に区民が避難する場所のPRが不足してないでしょうか。

災害はいつくるかわかりません。往間は区内には大勢の勤人が入りこんできていますが、この人たちに対する避難場所のPRは行きとどいているでしょうか。

区側では、どのような計画をもっているかを知らせてほしい。

答 最近、防災に対する区民の方の関心の高い問題で、区としてもどのように対処すべきか、検討していますが、さらにきめのこまかい対策を作るため、防災担当の課を作るなどの方策を考えています。

また、「防災のしおり」避難場所など、区民に対するPRを今後一層充実させるため、出来るだけ早い機会に予算を計上し、万全の対策をたててゆきたいと考えます。

緑をふやすためにフラワーポットの設置を

問 区は、草花や木などの緑をふやすためにフラワーポットなどを備えてもらえないでしょうか。

また、町などから区へ申込みがあったら設置してくれると町も明るくなるし、感じもよくなるのでぜひやってほしい。また、それらの管理は町会にまかせてはいかがでしょうか。

答 区では、極力緑化につとめ、区民のいこいの場を作りたいと思っています。

本区の場合は、車道と歩道の間に木をうえたり、グリーンベルトを設置しておりますが、神田地区のように商店の多い所では営業上のことも配慮しなければなりませんので、町会や商店などとも協議しながら、出来るところから、設置してゆきたいと考えています。

また、草花の鉢をおくことにつきましても今後検討してゆきたいと思います。

なお、区では、木やグリーンベルトの手入れや、水などをやっていますが、手不足のため思うようになりません。

区民の方々も、かわいがって育てていただければと念じています。

区民体育大会に一般区民にも参加を！

問 例年行なわれている千代田まつりの区民体育大会ですが、この区民体育大会が千代田まつりの中にあるが、千代田まつりは商工振興のためか、あるいは区民親睦のためか明確になっていないという点です。また商工振興のためなら、スポンサーをつけてもいいのではないかという意見もありました。以上のような点も含めて今後みなさんと一諸になってもっと煮つめていく必要があるというのが現状です。

丸の内地区

千代田まつりについて

問 今年の千代田まつりはどの様に行なわれるのですか。

答 本年度の千代田まつりの対策を早くたてるために実行委員会でいま協議しているところです。

この前ひらかれた委員会で、いままでの千代田まつりを考え直したらどうかという意見が多数ありました。というのは区民体育大会が千代田まつりの中にあるが、千代田まつりは商工振興のためか、あるいは区民親睦のためか明確になっていないという点です。また商工振興のためなら、スポンサーをつけてもいいのではないかという意見もありました。以上のような点も含めて今後みなさんと一諸になってもっと煮つめていく必要があるというのが現状です。

昼間人口対策は

問 千代田区では昼間人口の増大、夜間人口の減少がよく問題にのぼっていますが区政の中で昼間人口をどのように考えていますか。

答 昼間人口が多いということは都心区千代田区の一番の特色ではないかと思います。いまの行政はたしかに定住人口を対象にしたものが多いけれども、昼間人口に対する行政サービスとしては公園や道路などの都市施設を充実していきたいと思っています。しかし区の権限は都や国と比較するとまだまだ少ないが、いま検討されている特別区の自治権拡充がきまれば、市と同じ権限をもてるという意味で昼間人口に対するサービスもいまより出来るようになると思っています。

また合わせて夜間人口を増すような施策もとっていきたいと思います。

7月1日→7月31日まで

社会を明るくする運動

あたたかいあなたの心が非行を防ぐ

＊明るく規律ある家庭をつくろう
＊町ぐるみでよい環境をつくろう
＊たくましく心とからだをきたえよう

今年も夏がすぐそこまでやってきています。

学校でも、もうすぐ夏休みになり海に山にお出かけになる機会も多いことと思います。

しかし、夏休みは海や山での事故が多い時期でもあります。

それだけではなく青少年の非行も夏の開放的な雰囲気の中で始まるケースも少なくありません。

そして、夏休みが終っても開放的な雰囲気を忘れられない青少年の表われとして、毎年九月には家出少年の数が非常に増えます。

青少年たちは、未来の世界をになう大きな宝であり、それを守りみがきをかけてやることは大人たちの責任でもあるわけです。

このような折から、区では社会を明るくする運動実施委員会が発足して、六月十六日、初会合が開かれ、区青少年問題協議会、地区青少年補導連絡会でも今年の青少年とともに進む運動の運動方針を決めました。

社会を明るくする運動実施委員会開かれる

運動期間は7月31日まで

六月十六日区役所で〝社会を明るくする運動〟の実施委員会が開かれました。

この運動は、青少年の健全な育成と罪を犯したひとたちの更生をはかり、犯罪のない明るい社会を築いていくことがねらいです。

実施委員会は、区長を委員長とし保護司会、更生保護婦人会、青少年補導連絡会、民生児童委員などのみなさんで構成されています。

この日の会合では、社会を明るくする運動の実施要綱、要領に従い、七月一日から三十一日までの一ヶ月間を運動期間と定め、運動の重点目標を「青少年の非行防止のための地域活動の促進」と決めました。

運動方針

・青少年の問題は、区民全体の問題として連体感をもち、その解決に努力する。
・青少年について正しい認識と理解を深めるために青少年との接触の場を積極的につくる。
・青少年の非行防止や非行少年の更生にふさわしい地域環境をつくっていく。

これらの運動方針に沿って、ポスターの掲示、スライド広告などの啓発運動、少年野球大会、映画会などの行事を行なうことになりましたが、同委員会では、区民のみなさんのご協力を望んでいます。

青少年の健全な育成をめざして
大人もいっしょに地域で活動を……

千代田区青少年問題協議会、地区補導連絡会では毎年〝青少年とともにすすむ運動〟を年間を通じて推進し、青少年の健全な育成のために努力しています。

今年はつぎのような方針で運動を展開していきますので、区民のみなさんのご協力をお願いします。

・家庭にだんらんと親子の話合い
・親子で規律ある生活とよい習慣
・青少年によい環境を
・事故や非行の防止、誘かい防止
・太陽と親しもう
・地域でスポーツ、レクリエーションを
・団体活動、グループ活動、奉仕活動への参加

用途地域・容積率　都原案決定

あなたのご意見を原案に

8月に公聴会

東京都では去年の十一月地域地区改正の基本方針を発表してから区民のみなさんも参加して改正の作業を進めてきました。

そして、「都原案」が作成されたので、公聴会を開催します。

「都原案」へのご意見を図のような公述申出書様式で申出てください。公述する時間は一人五分程度です。公述日時などは、あとで公述人あてお知らせします。

●**公述期間**　八月一日～八日

●**公述場所**　都庁第二ホール（都庁第二庁舎一階）

●**公述申出期間**　七月十日～二十日

●**公述申出書提出先**　東京都首都整備局地域計画部都市計画課か区役所建築部建築課まで

●**問合せ**　首都整備局都市計画課か土地利用計画課　☎212―五一一一　●区役所建築部建築課（内線二〇三・四五一）まで

公述申出書

年　月　日

東京都知事殿

住　所

氏　名（ふりがな）　㊞

☎自宅
勤務先

年　令

職　業

昭和48年　月　日　付東京都公報に登載された地域地区に関する都市計画案について下記の内容により公述の申出をします。

公述内容

（注）1. この様式は公述申出書提出先でも配付します。
2. 公述内容は 400字詰原稿用紙に記載する。
3. 枚数は公述申出書も含めて、3枚程度。
4. 自筆で、楷書、横書きしてください。

明るく正しい選挙ポスター・作品募集

私たちの生活を豊かな楽しいものにするためには、選挙が明るく正しく行なわれ、政治を立派なものにしなければなりません。

区の選挙管理委員会では、いま明るく正しい選挙を推し進めるために役立つポスターなどを募集しています。

応募規定はつぎのとおりです。

●**募集作品**　ポスター・標語・作文・書道

●**内容**　明るく正しい選挙を推し進めることを表わすもの。

●**応募資格**　小学校、中学校の児童、生徒。

●**応募締切**　九月五日まで。

●**提出先**　区選挙管理委員会事務局（内線四四一～四四三）

老人「医療証」が変りました

七月一日から老人「医療証」が新しくなりました。新しい医療証はもう届きましたか。対象者のひとでまだ届いていないときは厚生部福祉課（内線三一九）までご連絡ください。

この「医療証」で助成される範囲は健康保険を使って診療を受けたときに支払う自己負担分です。

古い「医療証」はお手数ですが出張所か福祉課へお返しください。

なお、つぎのひとは老人医療助成制度の対象から除かれます。

・表の所得制限を超えているひと
・社会保険の被保険者本人
・生活保護受給者で保険の適用がないひと

区分	扶養親族	国（受給者証）70歳以上		都（医療証）65歳以上	
		限度額	収入額	限度額	収入額
本人	0人	430,000	668,000	863,000	1,200,000
	1	520,000	780,000	1,063,000	1,422,000
	2	660,000	956,000	1,203,000	1,578,000
	3	800,000	1,130,000	1,343,000	1,733,000
	4	940,000	1,298,000	1,483,000	1,889,000
	5	1,080,000	1,442,000	1,623,000	2,044,000
配偶者及び扶養義務者	0人	4,710,000	5,240,000	制限なし	
	1	4,910,000	5,440,000		
	2	5,050,000	5,580,000		
	3	5,190,000	5,720,000		
	4	5,330,000	5,860,000		
	5	5,470,000	6,000,000		

（投票日）
7月8日㈰

住みよい東京悔いない一票！
東京都議会議員選挙

心身障害者に月二〇〇〇円の福祉手当

区では心身障害者のひとに福祉手当を支給することになり、現在申請の受付けをしています。

●対象者　区内居住者でつぎの①～④のいずれかに該当するひと

①身体障害者で一級または二級のひと。

②精神薄弱者で一度から三度までのひと。

③戦傷病者で特別項症から三項症までのひと。

④脳性マヒまたは、進行性筋萎縮症のひと。

ただしつぎのひとは除かれます

・児童手当の障害児手当を支給されているひと。

・老人福祉手当を支給されているひと。

・社会福祉施設に入所しているひと。

●支給額　月額二〇〇〇円、毎年七月十一月三月の三回、それぞれ四か月分づつまとめて支払われます。

●問合せ　厚生部福祉課（内線三一七・三一八）まで。

納めるのは年一回だけ
国民年金前納制度

国民年金かけ金は一年分まとめて納めることができます。

この制度を利用すると割引もあり、お出かけの多いひとなどはつい納め忘れてしまうこともなく安心です。

一年一回納めるだけで、あなたの年金をしっかり守る、前納制度をご利用ください。

今年度分は七月中に申出をすればこの制度を利用できます。

くわしいことは厚生部国民年金課（内線三一八・三一九）までおたずねください。

愛の献血 テレフォンガイド
406－6666

山手線沿線を中心とした街頭献血の日程をお知らせしてます。

町会だより

●町会長の異動

・岩本町一丁目町会（4・1付）

新会長　市川　秀一氏

岩本町一―四―二

☎八六六―二八五一

（旧会長　塚本　誠氏）

・東神田豊島会長（4・1付）

新会長　小林　一男氏

東神田一―十一―一

☎八六一―二七四七

（旧会長菅谷　真一郎氏）

・神西町会（5・24付）

新会長　市川　福人氏

神田神保町二―二十四

☎二六二―〇四八七

（旧会長　村田　権次郎氏）

・外神田二丁目（松住会）（5・28付）

新会長　志村　三郎氏

外神田二―三―八

☎二五一―〇三七七

（旧会長　澤田　政久氏）

防災対策①
―震災にそなえて―

最近、新聞などのマスコミで“関東平野に活断層”“房総半島に異常隆起”などの異変現象が報道され地震への関心が高まっています。少し騒ぎすぎというような見方もありますが、いざというときに備え、十分に対策をたてておくことに越したことはありません。日頃から地震災害に対するふだんの心がまえと準備をしておきましょう。

そのことが被害を最少限にくいとめる要点になります。

ふだんの心がまえ

・わが家の防災対策を

地震のとき、いちばん被害を大きくするのは火災です。素早く近くの「火の元」を止めましょう。火の始末はふだんの習慣が大切です。

・地震を感じたら火の始末！

万一のとき家具が倒れたり、棚のものが落ちないようにしておきましょう。

・避難先・連絡方法で家族会議を開きましょう。

とりあえずの避難場所、連絡方法などを家族みんなで相談しておけば、万一の場合に不安がありません。

・非常持出品は準備しておく。

避難袋には当座の必要品と貴重品をまとめておきましょう。

大地震が起ったときの心がまえ

・まず火を消す

被害を多くしないためには、まず火を消すことです。

・あわてて外に出ない

十勝沖地震で苦小牧市の負傷者の八〇％はあわてて外へ飛び出したためといわれます。

・避難は徒歩で。

・デマにまどわされない。

防災施設は万全に
……特殊建築物定期報告……

ホテル、旅館、共同住宅など多数のひとを収容する建築物は、防災のために、その建物の老朽度、構造、設備、避難施設などの現状を三年ごとに定期的に報告しなければなりません。

今年は、下表の特殊建築物が該当しますから、所有者か管理者のひとは、建築士などに調査をしてもらい、必ず報告書を建築部建築課まで提出してください。

- **提出期限**　九月三十日
- **問合せ**　建築部建築課（内線・八三・三八四）

用途＼構造	主要構造部が耐火構造のもの	その他の構造のもの
ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎	二百m²をこえ、かつ、階数が三以上のもの	二百m²をこえ、かつ、階数が二以上のもの

「国保」保険証は濃クリーム色になります

八月一日から国民健康保険の保険証が新しくなります。

新しい保険証（濃クリーム色）は七月中に郵送いたします。

いま使っている保険証（白茶色）は八月一日から使用できませんから出張所か徴収員にお返しください。問合せは厚生部国民健康保険課（内線二二一）まで。

区民会館で 無料法律人権相談

法律人権移動相談を開催します。区では法律相談を毎週水曜日（第五週は休み）、人権相談を毎月第二火曜日に区民相談係で開いていますが、この移動相談ではもっと多くのひとに利用してもらうために、あなたの街に出て無料で相談をお受けするものです。日程はつぎのとおりですから気軽にどうぞ。

七月十六日（月）神田公園区民会館
七月十七日（火）番町区民会館

時間は両会場とも午後一時から四時までです。相談員は弁護士、人権擁護委員のひとたちです。

- **問合せ**　区民部区民課（内線二七八・二七九）まで

区職員募集

- **職種**　区立高原学校管理人
- **勤務先**　箱根仙石原〝区立箱根高原学校〟
- **資格**　満三十歳以上四十歳未満の妻帯者（住込み）
- **給与**　都職員に準ずる
- **申込**　履歴書を七月十六日までに教育委員会庶務課、（内線四一一）へ提出してください。

夏休み野外こども会

七月　二十七日＝西神田小学校　二十八日＝心法寺（児）　三十日＝芳林小学校

八月　一日＝富士見小学校　二日＝神田小学校　三日＝平河（児）　四日＝千桜小学校　六日＝淡路小学校　七日＝今川小学校　八日＝東郷公園　九日＝小川小学校

いずれの会場も午前九時三十分から（雨天実施）。光化学スモッグ関係のため、屋外実施ができなくなったため、通学している小学校講堂で行ないます。なお、心法寺（児）、平河町（児）、東郷公園の三会場は屋外で行ないます。

区民キャンプ会
8月3日⇨5日

区民キャンプ会をつぎのとおり開催します。

- **とき**　八月三日～五日
- **ところ**　群馬県鹿沢
- **参加資格**　区内在住在勤者で高校以上のひと
- **参加費**　五三〇〇円
- **定員**　一〇〇名（先着順）
- **申込み**　申込金二、三〇〇円を添えて教育委員会社会教育課　内線（四二四）まで申込んでください。

臨海水泳講習会
7月14日、千葉保田で

- **日時・場所**　七月十四日～十五日　千葉県保田海岸
- **参加資格・定員**　区内在住在勤のひと（学生は除く）五十名
- **参加料**　二、二〇〇円

参加料を添えて教育委員会社会教育課（内線四二三・四二四）まで申込んでください。

「国保」海の家のご利用を

都国民健康保険団体連合会では七月一日から八月二十五日（水）まで「海の家」を開いています。利用券をお持ちになれば無料で利用できます。券は出張所にあります。

- **場所**

片瀬江の島東浜海岸（紀伊国屋）
鎌倉由比ヶ浜海岸（東亭）
内房岩井海岸（高崎ストアー）

- **問合せ**　厚生部国民健康保険課（内線二二一）まで。

海難事故の救済に
〝青い羽根〟募金
7月31日まで

千鳥ヶ淵に夏の涼風

千鳥ヶ淵で灯ろう流し

お子さまには花火のおみやげも

区では、七月十三日千鳥ヶ淵戦没者墓苑で追悼式を行ないます。

また、これに引続いて千鳥ヶ淵ボート場では夏の夜をいろどる納涼灯ろう流しがあります。夏の夜散歩がてら千鳥ヶ淵にいらっしゃいませんか。先着八〇〇名のお子様に花火を差上げます。

戦没者追悼式＝七月十三日(金)午後六時三十分から(雨天のときは翌日)

納涼灯ろう流し＝七月十三日十四日午後七時から千鳥ヶ淵ボート場でなお、靖国神社境内では七月十三日から十六日まで午後六時三十分から納涼民踊のつどいが行なわれます。

7月29日体育館プール

一般使用は午後六時から

7月29日は千代田区水泳競技大会のため午前九時から午後五時まで行なわれます。この為、当日の一般の使用は午後六時から八時までとなりますからご了承ください。

千代田区といえば、誰でも思いうかべるのが皇居、そして皇居の前身は、いうまでもなく江戸城でした。

江戸城のほぼ外郭に当たっていた現在の千代田区には、城の門や見附の名称が、そのまま地名として残っていたり、国宝や史跡の数数が保存され、歴史にちなんだ話題が豊富です。

区内の散策などで、千代田区の昔をしのぶ糸口にでもなればと、今号から「史跡をたずねて」シリーズをこのページに連載することにしました。

まず手始めに、皇居とその周辺の模様からご紹介しましょう。

区の昔と今

約五百年前、太田道灌は、現在の皇居の本丸のところに江戸城を築いていました。しかし現在の千代田区を考えるとき、この地が都市として整備されはじめたのは、天正十八年(一五九〇)徳川家康が江戸に入国して後のことでしょう。

家康は入国するとすぐ、譜代大名、旗本などに、山の手の丘陵地帯に武家家敷地域として地割し、道三堀を堀って、その掘土で埋立地をつくり町地を作るなどの工事をし、新しい江戸の町が出来上っていきました。つづいて、慶長八年(一六〇三)には、幕府を開き江戸は日本の政治的中心地となりました。

江戸の市街の大部分は武家地が占めています。面積でいえば幕末頃の江戸は、武家地六〇%、寺社地二〇%、町地二〇%の割合です。

いまの千代田区一帯は江戸城を中心に武家地がほとんどを占め、丸の内、桜田方面には有力大名の上屋敷が集中し、麹町方面には、旗本、御家人、神田駿河台方面も旗本、御家人の屋敷地でした。

町人町は、わずかに半蔵門から四谷にいたる麹町の道路沿いと日本橋から筋違橋門に続く神田方面にみられるだけでした。

繁栄してきた江戸も明暦三年の大火によって、市街の大半が焼土と化しましたが、火災後の都市計画は防火対策を重点に寺社は市街の周辺部に移し、武家屋敷は上下二屋敷を通例としていたものを上・中・下の三屋敷とし、町割も防火目的のため改正されました。

明治元年、江戸は東京にあらためられ、明治政府は、旧大名や幕臣の屋敷を接収し、そのあとに中央官庁・兵営、政府高官邸宅などをおきました。永田町、霞が関一帯の官庁街の基礎はこのとき築かれたわけです。

つづいて明治十一年に東京府に十五区がおかれ、このときに今の千代田区の前身である麹町・神田の両区が誕生しました。

明治末期から大正初期にかけての著しい発展により、人口は二〇万人を越しましたが、関東大震災により減少し、さらに戦災によって区の三分の二は焼け出され、三万人そこそこになった時期もありました。

昭和二十二年になると、地方制度の改正があり、区の整理統合が行なわれ、今の千代田区が発足しました。

現在の区は、政治的、社会的、経済的に首都的機能が集中する東京の中心区として発展しています。